協同農業普及事業の実施に関する方針

鹿児島県令和3年3月26日

目 次

は	じめに	
第1 1 2 3		農業の産地づくりに向けた取組に対する支援 たな農業技術等の活用による生産性向上に向けた取組に対
第 2 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	先進的な農業者等との 試験研究機関・民間企 継続可能な地域農業の 関係機関・団体との連 都道府県間の連携 普及指導計画の策定と 調査研究の実施及び成	向けた新規就農者・青年農業者の支援の充実・強化 パートナーシップの構築 業等との連携強化 展開に向けた多様な人材・機関との連携 携強化 評価 果の活用
第3 1 2	普及指導員の配置に関 普及指導員の配置 農業専門普及指導員の	
第4 1 2 3 4	人材育成計画の策定 目指すべき人物像に求	められる資質・能力
第5	農政普及課等の運営	
第6 1 2 3 4 5 6 7 8		化 徒に対する研修機会の提供 修の補完 上
第7 1 2 3	その他協同農業普及事 農業に関する教育への 地域振興局・支庁の所 海外技術協力への対応	

はじめに

協同農業普及事業(以下「普及事業」という。)は、農業改良助長法の規定に基づき、 県が農林水産省と協同で専門の職員である普及指導員(第3の2の農業専門普及指導員 を含む。以下同じ。)を置き、直接農業者に対して農業経営及び農村生活の改善に関する 科学的技術及び知識の普及指導等を通して、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るものである。

普及事業は、これまで、地域農業・農村の維持・発展、農業の生産性の向上、担い手の育成等の農政上の様々な課題に対応して実施され、本県の基幹産業である農業の発展及び農村の振興において成果を挙げてきたところである。

しかし, 高齢化による農業就業者数の減少やそれに伴う産地力低下, 農地の荒廃, 集 落機能の低下, 台風・桜島降灰等の自然災害や病虫害への対応など, 多くの課題を抱え ている。

このような状況に的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、 技術を核として、農業者と地域の関係者との結び付きの構築等を通じて、担い手の確保 ・育成、農業者の所得向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援 する役割を果たす必要がある。

また、本県の食、農業及び農村に関する施策の方向性を示した「かごしま食と農の県 民条例に基づく基本方針」の実現に向け、普及指導員の機能発揮により、普及指導活動 の高度化・効率化を一層推進することが重要である。

以上の考えに基づき,本県普及事業を実施する上での基本的な考え方を示すものとして,協同農業普及事業の実施に関する方針(以下「実施方針」という。)をここに定める。

第1 普及指導活動の課題

本県の重要施策である「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」を踏まえ、 地域の実情に即して国の施策とも連携を図りながら、基本方針に掲げる目標達成に 向けて、次の4つの課題に対する取組を基本的方向とする。

1 農業を支える人材の確保・育成に対する支援

経営改善意欲のある農業者(認定農業者(法人を含む),認定新規就農者,女性農業者,青年農業者,新規就農者(就農希望者を含む),農業参入企業等)及び集落営農組織の確保・育成に向けた取組を支援する。さらに,経営の発展段階に応じた生産技術や経営管理能力の向上及び労働力確保などの取組を支援する。

また,これら経営改善意欲のある農業者に加えて高齢・小規模農家も含めて,実 効性のある「人・農地プラン」の合意形成に向けた話し合い活動を行い,地域農業 のあり方や農地の集積・集約化,農産物の生産・販売,農作業受託等を示した将来 ビジョンの作成や実践活動等の取組を支援する。

2 本県の特性を生かした農業の産地づくりに向けた取組に対する支援

園芸産地の育成や、畜産や茶などの生産基盤の強化、畑地かんがいによる営農の 推進、水田を有効活用した産地づくりなど、地域の特性を生かした生産体制づくり に向けた取組を支援する。

また、かごしまの強みを生かした「かごしまブランド」の産地づくりや「かごしまの農林水産物認証制度」等の農業生産工程管理(GAP)の導入・実践に向けた取組を支援する。

農畜産物の付加価値向上等については、大隅加工技術研究センターや鹿児島6次産業化サポートセンター等と連携して6次産業化に取り組む農業者を支援するとともに、加工・業務用野菜の需要増等に対応した加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立、低コスト生産技術の普及等の取組を支援する。

3 スマート農業などの新たな農業技術等の活用による生産性向上に向けた取組に対する支援

ロボット・AI・IoT等を活用したスマート農業の技術実証や、試験研究機関等が開発した新技術・新品種の情報収集・提供に取り組むとともに、機械の自動化等の省力化技術導入等、新たな農業技術を核とした産地体制整備に向けた取組を支援する。

また、輸出相手国・地域のニーズや動植物検疫等に対応した輸出重点品目の生産・加工技術の確立・普及及び国際的な認証制度等の取得に向けた取組を支援する。

なお、産地づくりに当たっては、有機農業の推進やIPM技術の普及拡大、耕畜連携等による環境と調和した農業への取組や気候変動など生産環境の変化に対応した技術導入等の取組を支援する。

4 農村振興に向けた取組に対する支援

農村における多様な人材・機関と連携し、地域農業振興に関する合意形成支援を行い、地域資源等を活用した特産品づくりや地産地消の取組、都市農村交流等の農業・農村を活性化する活動を支援する。

また, 鳥獣被害防止対策に関する話し合い活動や遊休農地の有効利用に向けた活動など, 農村地域を支える取組を支援する。

第2 普及指導活動方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、 次に掲げる事項に対応するように努める。

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動及び対象は、農政の展開方向や地域の状況に応じて、必要性及び緊急性の高いものに重点化する。

(1)活動の重点化

農業の担い手となる人材の確保・育成を最重点課題とし、地域リーダー等の農業者及び関係機関と連携して、農業の担い手の技術革新及び経営改善に向けた活動に取り組む。

また、地域の目指す姿と中長期的な視点での目標を設定し、関係機関等との役割分担により、地域全体の収益向上等の活動に取り組む。

地域における重要な課題については、複数の普及指導員でプロジェクトチーム を編成し、普及の持つ総合力を発揮し、新しいモデルを展開するプロジェクト型 課題として活動する。

さらに、農業専門普及指導員が定める重点プロジェクト計画についても連携して取り組む。

(2)対象の重点化

普及指導対象は、普及指導活動の成果が地域全体に波及されるよう、地域のモデルとなる農業者等(認定農業者(法人を含む)、認定新規就農者・新規就農者(就農希望者を含む)・新規参入者(参入企業を含む)、集落営農組織、女性農業者、青年農業者、地域リーダー等)に重点化する。

2 担い手の確保・育成に向けた新規就農者・青年農業者の支援の充実・強化

(1) 新規就農者

世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、農業の内外からの青

年層を含む幅広い世代の新規就農促進に努める。

新規就農者の支援については、関係機関・団体と連携し、個別の経営状況等から支援の必要性を考慮して重点指導の対象者とするなど、就農定着に向けた支援を行う。

また,次世代に農地等を着実に継承することが重要であることから,関係機関と連携して新規就農者の育成,円滑な経営継承,企業等の農業参入及び新規就農の受皿となる農業経営の法人化の推進を実施する。

なお、就農希望者が円滑に就農し、地域への定着が図られるように、地域振興局・支庁の農政普及課等(以下「農政普及課等」という。)、公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会(農業経営基盤強化促進法第14条の11に基づく県青年農業者等育成センター)及び農業開発総合センター農業大学校(以下「農業大学校」という。)が連携し、市町村、先進的な農業者等の協力を得て、就農準備から経営安定までの段階に応じた継続的な支援を行うものとする。

(2) 青年農業者

農政普及課等は、農業青年クラブ員等による地域課題への取組及び技術の改良、経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動支援を通じ、農業青年クラブ活動等を促進するための指導等を実施する。

3 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、指導農業士などの先進的な農業者や普及 指導協力委員等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全 に留意し、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者等については、普及指導計画の策定と評価を行う際に 意見を求めるほか、新技術の実践や新規就農者の育成をはじめとした地域農業・農 村を振興するための取組を協働して行う。

また、普及指導員は、その役割を適切に果たすために、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築する。

4 試験研究機関・民間企業等との連携強化

効率的かつ安定的な農業経営を確立するためには,近年の急速な技術革新に対応 し,最新技術等を普及指導現場に導入することが必要である。

このため、次の点に重点を置いて、試験研究機関等との連携を強化する。

- (1) 企画段階から参画し、試験研究機関等に対して現場の課題や技術改善を要する点を伝え、研究会組織など農業者組織による技術開発と研究機関の役割分担を調整し、より実用性の高い技術開発に寄与する。
- (2) 得られた成果を活用して地域の課題解決を図り、技術革新を推進する。
- (3) 先進的な民間技術等については、情報の収集・分析・提供、試験研究機関等と連

携した調査研究活動を実施しながら、普及指導現場への早期導入を図る。

5 継続可能な地域農業の展開に向けた多様な人材・機関との連携

農業者や地域農業の課題解決に向けて、農村の実態や要望を把握するとともに、市町村や地域運営組織、農業協同組合、他産業の関係者を含めた多様な人材・機関との連携体制を構築するコーディネート機能を発揮し、地域ごとに異なる様々な課題解決に向けて取り組む。

また,連携して活動する際は,公平性を確保しつつ効果的に活動できるように,地域で農業者支援活動を展開する民間等と情報交換の場を設けるように努める。

6 関係機関・団体との連携強化

普及指導活動の重点化を図る一方で、地域全体として農業の発展等に向けた取組を進めるため、関係機関・団体と農業・農村の目指す方向の合意形成を図るとともに、民間企業等を含めて連携強化に努める。

特に、普及指導計画は地域農業の振興計画等と整合性を図る必要があることから、 市町村等の関係機関・団体と課題の共有化や役割分担の明確化に努める。

また,一般的な技術及び知識の指導については,農業協同組合等が担当するなど の役割分担を明確化し,適切な連携を確保する。

なお,関係機関・団体との連携に当たっては、農業改良普及事業協議会を活用するなど,効果的,効率的な活動に努める。

7 都道府県間の連携

広域的な課題については、横断的な検討及び解決が図られるように、農業専門普及指導員が中心となり、都道府県間の情報共有、技術協力等を行う。

8 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

普及指導計画は実施方針に即し、関係機関・団体と合意形成を図りつつ、地域の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者等のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の課題、対象ごとの活動計画等を示すものとして策定する。

なお、具体的な作成方法等については、別に定めるものとする。

(2) 普及指導活動の評価

普及指導活動の体制や成果等について、当該活動の必要性、有効性等の観点から内部評価及び外部評価を行い、その結果を普及指導活動に適時・的確に反映する。

また,外部評価の結果は県ホームページ等で公表する。

なお、具体的な評価方法等については、別に定めるものとする。

9 調査研究の実施及び成果の活用

調査研究は、農業・農村の課題解決に向けた問題の発見、並びに課題を解決する ための技術や手法を特定するために実施する。

実施に当たっては関係機関・団体と連携し、その成果については普及指導活動に 活用するとともに、自らの資質向上に資する。

10 普及指導活動の方法に関する留意事項

(1) 普及指導活動で得た情報の取扱方法

普及指導員等が農業者から取得・収集する情報の中には、農業者の個人情報、 企業秘密または知的財産として保護が必要な情報が含まれている場合がある。

これらの情報の集積や共有を行う際には、情報の保護及び利用に関する関係例 規等を基本に、農政普及課等における情報の適切な管理に努める。

また,情報流出並びに目的外利用を防止するとともに,これらの情報を他に提供する場合は情報提供者の了解を得るなど,適切に取り扱う。

(2) 農業経営のリスクを伴う計画に関する指導

経営規模の拡大や事業の多角化,新技術の導入等のためには,多額の資金調達等を要し,経営の継続自体が困難となるようなリスクを伴う場合もある。

このような計画に関する指導に当たっては、当該リスクについて注意喚起を行い、説明責任を十分に果たすとともに、当該リスクの低減に向けた普及指導活動を行う。

第3 普及指導員の配置に関する事項

農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に対し、的確に対応できるような配置に努める。

1 普及指導員の配置

本県及び地域の農業・農村の実態を踏まえ、地域の課題に対応した専門分野を担当する普及指導員を農政普及課等に配置する。

また、普及指導員の在任期間については、農業者との信頼関係を構築して、その期間中に普及指導活動の成果が十分に発揮されるように、同一勤務地において一定期間継続して従事できるように努める。

2 農業専門普及指導員の配置

専門分野又は普及指導活動の技術及び方法を総括して、技術の開発と普及に関する情報の収集・分析・提供、関係機関・団体等との連携、普及指導員の資質向上の支援、先進的な農業者等からの相談への対応等を行う農業専門普及指導員を農業開

発総合センター企画調整部普及情報課(以下「普及情報課」という。)に配置する。 なお、農業専門普及指導員は、「協同農業普及事業の運営に関する指針」第三の二 「農業革新支援専門員」の業務を担うものとし、普及情報課は、同指針第五「農業 革新支援センター」の機能を担うものとする。

また、農業専門普及指導員は、重点プロジェクト計画を定めて、普及指導員と協力して当該プロジェクトの推進に当たるものとする。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画の策定

近年の農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズ、地域農業に おける課題に対し、的確に対応できる普及事業を展開するために、「普及指導員等人 材育成計画」を策定し、普及指導員に求められる資質の向上を図る。

2 目指すべき人物像に求められる資質・能力

普及指導員は、農業者との信頼関係を築くコミュニケーション能力を基本に、高度な技術導入や経営革新に必要なスペシャリスト機能、担い手や市町村・農業協同組合等と連携したコーディネート機能を総合的に発揮して普及活動を展開することが求められており、それらの資質について向上を図る。

3 資質向上の方法

普及指導員は、普及指導員研修を始め、先進的な農業者や試験研究機関、民間企業等の多様な関係者・関係機関からの積極的な情報収集や自発的な能力向上の取組等により、資質向上に努める。

4 普及指導員研修の体系及び内容

普及指導員の研修については、「普及指導員等人材育成計画」に基づき、普及指導活動の経験年数等に応じて計画的に県段階での集合研修及びOJT等を行うとともに、国が実施する研修等への派遣により体系的に実施する。

県段階の階層別研修は、次の2段階の研修体系で実施する。

また、普及指導員の任用資格を有しない者の育成については、農政普及課等にトレーナーを配置し、その指導の下での普及指導活動を通じて、現場での課題解決能力等の向上を図る。

(1) 基礎確立期

基礎確立期においては、農業者や農村等の課題解決を支援できるように、基礎的な普及指導方法及び技術の習得、専門分野における技術力の強化、組織指導力の強化、産地・地域課題解決能力の向上、経営管理指導力の向上等を目的とした

研修を実施する。

(2) 応用力確立期

応用力確立期においては、産地や地域農業振興のための企画力向上やコーディネート機能の向上等を目的とした研修を実施する。

第5 農政普及課等の運営

農政普及課等及び普及情報課については、農業者等に対する情報提供及び相談の 場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分発揮されるよう運営に努める。

また、農政普及課等の機能を一層充実させる観点から、診断・指導機材等の整備や営農相談・研修等の充実、ICT等を活用した情報提供のための体制づくりを推進する。

普及情報課については、農業専門普及指導員が研究開発への参画、都道府県間の連携の推進、重点プロジェクト計画の策定等を行う際に必要となる情報及び体制の整備を図る。

また,先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談や,農政普及課等では対応 が困難な相談に対して,適時・適切に対応する。

なお, 普及情報課はこれらの役割を果たせるように, 試験研究機関, 教育機関及 び行政機関を始めとする関係機関との連携を図る。

第6 農業大学校における研修教育の充実強化

農業大学校は、青年農業者その他の農業を担うべき者を養成するために、入学から卒業後までの切れ目ない研修・教育体系を充実するとともに、農政普及課等、普及情報課及び試験研究機関等との連携を図る。

1 研修教育内容の充実強化

農業大学校は、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識を習得させる とともに、実践的な技術力と経営力を備えた地域をリードする優れた農業者及び農 村地域の指導者等を養成する。

また,技術の進展や環境の変化等にも配慮し,先進的な農業者等と連携しながら, その教育内容の充実強化を図る。

さらに、スマート農業及び農業生産工程管理(GAP)に関する教育により、高 生産性や付加価値化等を先導でき、経営感覚を兼ね備えた人材の育成を図る。

2 就農に向けた支援

農家出身でない学生や雇用就農を希望する学生等が増加していることを踏まえ、 農政普及課等と連携し、学生への就農相談や農業法人等とのマッチング等の取組に より、円滑な就農に向けた支援に努める。

また、農業の担い手に対し、技術及び経営に関する専門的かつ体系的な再教育を

行う機関としての機能を果たすように努める。

3 農業系高等学校等の生徒に対する研修機会の提供

将来的に農業を職業として選択する人材を育成するために、農業の魅力を伝える オープンキャンパス等により農業系高等学校等の生徒に対する研修機会の提供に努 める。

4 就農希望者に対する研修の補完

就農する意欲ある青年等や農業を担うべき者に対し、農政普及課等と適切に役割を分担し、発展段階に応じた継続的な研修教育を行うとともに、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、必要に応じて研修の補完を行う中核的な機関となるように努める。

5 農業研修教育水準の向上

大学,県外の農業大学校,農業系高等学校等との連携を図り,科目又は単位の互換,編入学等の運営の弾力化により,農業研修教育水準の向上に配慮する。

6 指導職員の資質向上

農業大学校の指導職員については、他の教育機関における経験、一定の普及指導経験及び試験研究機関における技術開発経験を考慮した上での配置に努めるとともに、体系的な研修を実施し、資質向上に努める。

7 外部評価の実施

農業大学校は、研修教育のうち教育課程の内容、成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行うものとする。

8 農政普及課等と農業大学校との連携

農政普及課等は研修教育希望者等の情報を的確に農業大学校に伝えるとともに, 卒業後に速やかに就農できる環境整備への支援・協力を行う。

また、就農後の資質向上を図るために、研修への参加を促すなど連携を強化する。 さらに、農政普及課等及び農業大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来の 就農が期待される農業系高等学校の生徒等に対する実践的な研修機会の提供、学校 農業クラブと農業青年クラブ等との交流の促進等に努める。

第7 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う県民の農業・農村に対する理解促進 等を図るための農業体験学習や食育等の取組に対し、情報提供、相談活動等の協力 を行うように努める。

2 地域振興局・支庁の管轄区域を越えた普及指導活動

先端技術の導入・普及,特殊な地域農産物の振興等のために,特に必要があると 経営技術課長が認めた場合には,普及指導員がその地域振興局・支庁の管轄区域を 越えて活動を行うことができる。

ただし、当該普及指導活動の対象及び活動期間をあらかじめ定めることとする。

3 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、普及指導員の国際感覚のかん養等を図る観点から、海外からの研修生等の受入れ、海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等に努める。